

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 総和高校廃校による6年制中等教育学校設置の問題点 総和高校分会からの報告（第3回）

### 県議会へ請願提出

茨城高教組総和高校分会は、〈総和高校を存続させ1学年5学級での募集継続を求める請願〉を、約3000名の署名と共に、9月7日茨城県議会議長に提出しました。ご協力下さったみなさん、ありがとうございました。

総和高校廃校による6年制中等教育学校設置の問題点については、さきに本紙5月25日号 (<http://www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/1014.pdf>) と6月10日号 (同/1015.pdf) でご説明しましたが、その後の経緯について述べてみたいと思います。

### 矛盾した新校「設置理由」

茨城県教育委員会の説明によると、2013年総和高校の跡地に開校する新校（6年制中等教育学校）の設置理由は、(1) 県外に流出している中卒者を県内の高校によびもどすことと、(2) 日野自動車新工場従業員の子弟の受け皿づくり、のふたつです。

古河市内の中学校卒業生のうち、現在のところ約240名が県外の高校に進学しています。新校開設予定の2013年の卒業予定者数は1368名で、今春卒業生からの減少は約50名と小幅

です。また、日野の新工場の従業員数は4000～5000人といわれています。このうち、対応する年齢の子供を持つ従業員がどの位になるのかは明確ではないにせよ、上のふたつの目的を達成しようとすれば、相当数の学級をもつ学校にしなければなりません。すくなくとも、6クラス規模の学校を新設しなければなりません。

にもかかわらず、県教育委員会は、現在1学年5学級の総和高校を廃校にし、2学級も少ない3学級の後期課程（高校）と3学級の前期課程（中学校）をもつ中等教育学校を設置しようとしているのです。しかも、2013年から2015年の3年間は高校の募集は可能であるにもかかわらず、実施しないとしています。

なぜなのでしょう。

### じつは日野自動車のための計画

この疑問を解く「ヒント」は2009年12月18日の古河市議会の「誘致決議」の中にあります。「決議」は「〔日野自動車の〕社員の定住化を図り、地域への経済効果を最大限発揮していくためには、教育環境の整備が必要」と述べています。

——日野自動車の幹部社員や正社員の定住を図るためには、その子弟のための学校をつくり、進学させる必要がある。その学校は有名大学に進学することが可能な学校でなければならない。そうでなければ幹部社員やその候補生の社員たちは、子供の教育を考え、単身赴任で社宅かアパートに住むことになるだろう。有名大学に進学することが可能な学校としては、総和高校のような県内で中位程度の学校では不向きであるので、あらたな「中等教育学校」の設置が必要である……。

こういうことだったと考えられます。総和高校を廃校とし、あらたに「進学校」としての中等教育学校をつくるのはひたすら、幹部社員やその候補生の定住化の手段とする（目的(2)）というものだったのです。

### 日野工場操業の見通し立たず

新聞報道によると、日野自動車は、古河市名崎（旧三和町）のNTT名崎無線送信所跡地に、2010年に工場建設をはじめ、2011年に操業開始の予定でした。ところが、最近になって、計画が延期されたのです。はじめに、6月の古河市議会の

## 校長が「勤務場所を離れておこなう研修」に不当介入

### 教育公務員特例法を蹂躪する違法行為について（第1回）

#### 研修内容より重要な事柄

今年の夏期休業期間中の8月11日、古河第三高校で、あらかじめ「研修計画書」を提出した教員全員に対して、飯田清教頭が次の文書を配布した。文書は永塚卓校長の手書きメモをコピーしたものであった。

「外部包括監査を受けるときに見られるポイントは、どのような教材研究をしたかという内容よりも、その教材研究がどうして職場を離れた場所で行う必要があるのか？ という理由（つまり、校長が職場以外での教材研究等の研修を承認したのか？）です。研修結果報告書に研修内容を記載するときには、必ず、上記理由を中心に、教育界以外の監査官が読んだときに理解できるように、平易にご記入ください。職場以外でも研

修を取ることができる教育公務員の特権ですので、前述したことをご理解の上、有効に研修を活用され資質の向上に役立ててください。」

#### 教特法における職務としての研修

問題の「研修計画書」とは、教育公務員特例法第22条第2項が規定する「勤務場所を離れて」おこなう研修にかんする計画書のことである。教特法における「研修」とりわけ「勤務場所を離れて」おこなう研修について、概要を確認しておこう（条文は2頁下欄）。

教育公務員特例法第21条は、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定する。「絶えず」といっても、1日24時間、1週間7日間ずっとという意味ではない。あくまで勤務時間内に、勤務としての

（公務としての）研修をおこなうという意味である。

教特法は、以下、さまざまの「研修」について規定する。そのひとつが、同法第22条第2項が規定する「勤務場所を離れて……行うことができる」ところの「研修」である。この「研修」をおこなうにあたっての要件は「授業に支障のない」とこと、あらかじめ「本属長〔校長〕の承認を受けて」いることである。

#### 文部行政当局の法解釈の誤り

文部行政当局は、(1) 教特法第22条第2項の「研修」は職務専念義務を免除されておこなうものであるとする。そして当該「研修」を「承認」する要件、すなわち職務専念義務を免除する要件として、(2a) 「職務に密接な関連性を有すること」ならびに (2b) 「校務に支障がない

【2面につづく】

委員会審議の際にあきらかになり、その後、7月6日の新規立地企業説明会にオブザーバー参加した日野自動車社員が、会議終了後、「2011年の操業開始は延期となった」としたうえで、「操業開始の見通しは立っていない」と表明したのです。

2011年操業開始の計画は「リーマンショック」（2008年）以前にたてられた計画でした。その後の不況の深刻化、さらには最近の急激な円高などで新工

場の操業開始は困難になったと思われる。

#### 設置計画は白紙撤回すべき

地元の生徒のための学校としての総和高校（1学年5学級の高校）を廃止し、新校（1学年3学級の6年制中等学校）を設置するのは、日野自動車社員の定住化が目的でした。これにより、地元古河市（旧古河市・総和町・三和町）の大半の生徒たちが総和高校への入学を断念さ

せられることになるのです。私達は、地域の経済の活性化に反対するつもりは毛頭ありません。しかし、地元の生徒達が犠牲になるような「活性化」は、貧富の格差拡大につながるもので、とても賛成できるものではないのです。

唯一の目的であった日野自動車の開業が延期され見通しも立たない今、総和高校廃校による中等教育学校設置計画はただちに白紙撤回すべきです。✽

【1面「研修」記事のつづき】

こと」を挙げる。そのうえで、(3)校長は、研修を「承認」するかしないかについての「自由裁量権」を有する、と主張する。

この行政解釈は根本的に誤っている。(1)教育公務員特例法が、職務でない事柄について教員に法的義務を課することはありえないから、当該「研修」は職務専念義務を免除されておこなうものであるという主張は、明白な誤謬である。職務専念義務を免除されてしまった状態で職務に従事することは論理的に不可能である。

(2a) 当該「研修」と「職務」との「密接な関連」というのは、きわめて曖昧な規定である。そもそも「職務」である「研修」について、「職務との密接な関連」を問題にするのは論理的誤謬である。この要件は法的根拠を欠く。

(2b) 「授業に支障」を「校務に支障」に置換するのは、単純なすりかえである。「校務」は法令用語としては校長の職務であ

り(学校教育法第37条)、教特法が校長を含まない「教員」(第2条)に関して規定する条文の解釈において、ことさら「校務」をもちだすのは混乱のもとであり妥当性を欠く。この要件も法的根拠を欠く。

(3) 校長の「承認」とは、授業への支障の有無を確認のうえ、支障があれば不承認とし、支障がなければ承認するというものである。法令上の根拠もなく恣意的にあれこれの口実を持ち出して、支障がないのに不承認したり、支障があるのに承認したりしてよいというものではない。これは違法行為であり、校長自身が地方公務員法による懲戒処分の対象となる。

夏期休業期間であれば「授業」への支障の有無の判断はきわめて容易であり、曖昧性や恣意性のはいりこむ余地はない。

なお、「本属長の承認」は「勤務場所を離れ」るための要件であって、「研修」をおこなうことの要件ではないことに注意する必要がある。本属長には、「研修」を許可したり許可しなかつ

たりする権限は与えられていない。なぜならば、「研修」はあらかじめ法によって、「絶えず」「努めなければならない」ものとして義務づけられているのであり、校長の「許可」がはいりこむ余地はない。もちろん校長による「不許可」は絶対に不可能である。

### 「監査」についての混同と誤解

永塚卓校長が交付した文書の検討に入る。

永塚校長は、「監査官」が実施する「外部包括監査」においては、「どのような教材研究をしたか」という内容ではなく、「職場を離れた場所ではできないのか?という理由」が「見られるポイント」だから、その点に留意して記入しなければならないと言う。

永塚校長のいう「外部包括監査」は包括外部監査の誤りである。包括外部監査は、地方自治法第252条の27から同44の規定にもとづいて実施されるもので、都道府県の場合、毎会計年度ごとに、あらかじめ監査委員の意見を聴いた上で議会の議決を経て包括外部監査契約を締結した「包括外部監査人」によって実施される。永塚校長のいう「監査官」なるものは存在しない。

永塚校長は、「監査官」による「外部包括監査」が学校を対象として定期的実施され、その際「研修結果報告書」が監査対象になると思っているようである。包括外部監査は、たしかに地方自治法の定めにより毎会計年度実施されるが、そのつど監査事項と監査対象となる機関は異なる。毎年度、学校の「研修結果報告書」が「見られる」わけで

はない。

### 2002年度の包括外部監査

茨城県では過去に一度、教育公務員特例法第22条第2項の「研修」が包括外部監査の対象になった。2002(平成14)年度の包括外部監査において、包括外部監査人の安四郎(税理士)は、県職員の人件費について監査をおこなった。その際、教育公務員特例法第22条第2項(当時は改正による条文追加前で第20条第2項)の「研修」についても実際に調査をおこなった。

安包括外部監査人を補佐する「外部監査人補助者」の生井沢基博(税理士)と根本明人(同)は、2002年10月29日に石岡市立南小学校と同石岡中学校、11月12日に日立商業高校と勝田養護学校に出向いたうえで「研修承認願」や「研修結果報告書」を実際に見聞した(この時同行したのが小田部幹夫高校教育課管理主事すなわち現在の高校教育課長)。

安包括外部監査人は、「包括外部監査の結果報告書及びこれに添えて提出する意見」(平成15年2月26日)において、つぎのように述べた(79頁)。

「研修結果報告書の記述内容については極めて簡単な報告で済ます者もいる等、まだ十分とはいえない状況にあるので、この制度を定着させるため今後の指導徹底の強化が必要である。」

ここで「極めて簡単な報告」とは「研修内容が『教材研究』または『教材作成』としか記載されていない等、研修内容が不明確なもの」のことである。

そのうえで安包括外部監査人は、「この制度を定着させるため」(上記)、「計画・報告の適正化を図るとともに学校管理者が適切に管理することが必要である」(124頁)と結論づけた。

### 包括外部監査の結論を捏造

「包括外部監査を受けるときに見られるポイントは、どのような教材研究をしたかという内容よりも、その教材研究がどうしても職場を離れた場所ではできないのか?という理由〔中略〕です」という永塚校長の言明は、内容についてきちんと記述すべきとする包括外部監査人の報告書とは食い違っている。

包括外部監査の「報告書」は、永塚校長が当時指導主事として在職していた教育研修センターに毎号とどく『茨城県報』に掲載された。現在では県のウェブサイト上で公開されている(<http://soumu.pref.ibaraki.jp/file/PDF/2003/200303/gai32.pdf>)。

永塚校長は、容易に手にとれたはずの「報告書」をまったく読みもせず、事実を反することを何の根拠もなく書き記して、所属の教員に配布したのだ。

永塚校長は、「職場を離れた場所ではできないのか?という理由」を書くよう指示したのだが、これは「授業に支障のない限り」という法律上の要件を逸脱するものであり、「包括外部監査」報告の捏造に基づくものだった。証拠を改竄したうえでの永塚校長の指示には、何の説得力もない。

### “特権”としての研修

そして永塚校長は言う。

「職場以外でも研修を取ることができる教育公務員の特権です」

2002(平成14)年度の学校週5日制完全実施を機会として、「勤務場所を離れて」おこなう研修を違法に制限しようとする文部行政当局とそれに追従する地方教育行政当局は、「研修=権利」論を批判しつつ、「研修=職務専念義務免除」論を振りかざし、「免除」のハードルを不当に高く設定することで、その圧縮・解体を目論んだ。

ところが、相互に対立するかに見えた、「研修=権利」論と「研修=職務専念義務免除」論は、「研修」が職務であることを否認するという点で、立場を共有していた。「研修=権利」論は、「研修=職務専念義務免除」論の根本的誤謬を看過し、その点を批判することができなかった。

いっぽう、「研修=職務専念義務免除」論は、じつは自己の分身である「研修=権利」論を非難しつつ、みずから「研修=権利」論を主張している。すなわち、「研修=権利」であるからこそ、簡単には与えるわけにはいかないと威丈高になり、授業への支障だけではなく校務全体への支障も考慮すべきだとか、職務に直接的で密接な関連がなければならぬとか、あげくに自宅でなければならない理由を言えなどと、わけのわからないことを言っているのだ。

永塚卓古河三高校長の「研修=特権」論もその一例であり、救いがたい自家撞着におちいつている。

(つづく)

教育公務員特例法 (昭和24年1月12日法律第1号) 第4章 研修 (研修) 第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。 (研修の機会) 第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。
---